平成２８年（フ）第５６５号
広島市西区鈴が峰町38番１―104号
債務者　松田　圭市
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６１９号
広島市安佐南区山本１丁目７番４―202号
債務者　矢野　和幸
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２２５号
愛媛県松山市宮田町171番地２　コーポイシダ６号
債務者　藤川　敦章
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２３６号
愛媛県松山市三番町１丁目５番地８　サンコウビル２Ｆ南側
債務者　淺木　尚子
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２４７号
愛媛県松山市勝岡町225番地
債務者　塚原たくま
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２４８号
愛媛県松山市勝岡町225番地
債務者　塚原　加恵
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２５１号
愛媛県松山市生石町510番地９
債務者　大中　達雄
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３１号
熊本県玉名郡南関町大字相谷1712番地　向原団地112
債務者　猿渡　恵奈
1　決定年月日時　平成28年10月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２８年（フ）第４０号
熊本県荒尾市荒尾461番地２
債務者　岡本　典惠
1　決定年月日時　平成28年10月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２８年（フ）第２８９号
宮崎市瀬頭２丁目２番14号　古川ビル301号
債務者　野田　文美
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第８６号
宮崎県都城市牟田町18街区６号　コーポ池崎205
債務者　児玉　直也
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２８年（フ）第３０６号
鹿児島県鹿児島市唐湊４丁目18番24号（岩元アパート202号）
債務者　濵道　京子
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第３１６号
鹿児島県鹿児島市甲突町９番12号（たけマンション405号）
債務者　宇都宮京子
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第４４号
鹿児島県奄美市名瀬石橋町17番34号（佐藤商事ビル402号）
債務者　福山奈穂子
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２８年（フ）第８６０号
京都府八幡市八幡三本橋18番地の45
債務者　吉川　拓人
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第８６１号
京都市右京区太秦辻ケ本町８番地、申立時の住所京都市右京区太秦北路町29番地　ときわのハイツ１Ｆ
債務者　プートルこと　上野　圭一
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２１６号
兵庫県宝塚市鹿塩２丁目６番５号　103
債務者　有吉　和彦
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係